

の荷役やベルトコンベヤーから流れてくる石綿を肩に担いだり、捲り返されたため、頭からかぶったりして、容赦なく目や口へと石綿が入ってきた。二度三度と洗っても鉄粉状の石綿はなかなか取れなかったと証言している。

■ 石綿被害は安全管理違反

申請者の10人は、港湾労働で荷役作業に従事し、15年から20年の石綿の荷捌きを行ってきた者たちばかりだ。

石綿が飛び散るなか、ガーゼマスク一枚程度の「安全保護具」で作業してきた結果であり、いまではこの「胸膜肥厚」が一つの石綿荷役の証拠となっている。

これらのことは、安全管理の指導を国が怠たり、事業主の作業環境の維持管理がなされなかったためである。労働基準法や労働安全衛生法を管理監督する労働局にも、責任は大きくある。

彼らも、「当時の港湾労働者は死亡災害が続発し、そちらに手をとられていた」と石綿被害に対する指導性の不十分さを明らかにしている。

■ 10名に石綿手帳交付

石綿健康管理手帳は、10人申請して、10人に交付された。

石綿の作業に従事して、10年以上の作業歴がないと発生しないとと言われる「胸膜肥厚」が全員に確認されたことになる。

管理区分の決定は、管理3イが1人、管理2が2人、あとの7人は管理1となり、じん肺手帳は3人に交付された。また、4人の続発性気管支炎などの合併症は認められなかった。主治医の診断

とは、かなりの隔たりが生じた。

労災申請は、10人全員が業務外となった。それぞれの認知がされない理由は、胸膜肥厚は胸膜肥厚班(胸膜プラーク)と違うとしてきた。また、合併症も局が行った診断書の審査のみの判断を追認してきた。さらに、肺がんについても、「胸膜プラーク及び石綿小体がある旨の医学的所見が得られないことから、石綿による疾病の認定基準を満たしていない」とし、現実の被害者との症状に隔たりがでた。

これらの決定にも審査基準の厳しさがあり、石綿被害の労災補償から被害者を遠ざけているのが現実だ。

■ 認定基準の緩和を

アスベストによる発がん性が立証され、体内における有害性も多くの文献で医学的にも確認がされている。

しかし、早期発見、早期治療のためのじん肺管理区分や健康管理手帳の審査において労働者を救済する道は、多くの問題を残している。管理区分の決定においては、エックス線写真及び肺機能検査で審査しているも

の、その判断においても画一したものがなく、エックス線の読影しだいでは、肺の「型」も違ってしまふ。健康管理手帳も管理区分が2か3になってはじめて交付され、胸膜肥厚も読影によって診断の違いがでてくる。

手帳交付は、発がん性であるアスベストについては、労働者の申請によらず、作業従事者には無条件で手帳が交付されなければならない。それにより定期健康診断が行われ、石綿被害の早期発見に努めなければならない。

労働者が申請して初めて審査が行われ、要件を具備した者だけに交付される現在のシステムは、即刻見直さなければならない。

■ 一刻も早い被害者の救済を

石綿被害で死亡者が続出している。病状が日々悪化している。呼吸器系の病気は死を意識する。

石綿の取扱いが日本一だった神戸港。被害の拡大を行政は、もっと深刻に受け止めてほしいものである。



全港湾弁天浜支部・戸崎正巳
(ひょうご労働安全衛生7月号)

元労働者16人に健康管理手帳 大分●閉鎖した石綿製品製造工場

1999年に閉鎖したアスベスト(石綿)含有製品製造工場「アイコー九州製造所」(宇佐市橋

津)の元従業員16人が、石綿による「胸膜肥厚」で、大分労働局から石綿健康管理手帳の交付

を受けていたことが7月11日、分かった。

宇佐市によると、同工場は69年に操業開始。熟した鉄を固める枠などを製造し、これらの石綿が使われていたらしい。最盛期の従業員は300人という。

全国的な石綿関連の報道に伴い、元従業員から相談が寄せられ、市、県宇佐豊後高田県民保健福祉センターが協議。センターは今年2月、相談のあった元従業員ら21人を対象にエックス線やCTで診察。うち13人を石綿の繊維が刺さり、胸膜が厚くなる胸膜肥厚と診断した。一般の

人より中皮腫になる可能性が高いという。これ以外に独自診断で交付を受けた人もいる。

大分労働局によると、石綿健康管理手帳は石綿を扱う仕事に従事し、石綿特有の病変が見つかった人を対象に交付する。6月末現在、県内で44人が受けており、アイコーの16人以外はすべて県外の石綿建材製造業などで働いた労働者に交付されている。

同センターは元従業員を対象に8月に2回の健康診断



を実施する。

(2006年7月11日付け
大分合同新聞)

河内長野でも住民石綿被害

大阪●「東洋」近隣住民中皮腫死亡

「石綿新法」が施行された3月27日の1年前の昨年4月、河内長野市在住の森本隆一さんは胸膜中皮腫で亡くなられた。

森本さんは、(株)東洋(旧東洋石綿)から約100mに、生まれてから24年間住み、工場のそばを通学し、敷地内で遊ぶことも多かった。周囲への粉じん飛散を証言する住民もいる。職業上の曝露歴が見あたらないことから東洋の石綿が原因とみられる。森本さんの妻みどりさんは、石綿新法の救済給付を申請中だ。

関西労働者安全センターと中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会は、石綿新法施行直前に

被害者相談会を開催したが、このとき森本さんの妻、兄のご遺族が相談に来られたことから取り組むことになった。

● 逃げる会社、鈍い行政

森本さんたちは、地元自治会関係者と一緒に東洋に対して説明を求めたが、会社はなかなか出てこようとしなかった。安全センターなどもともに何度か地元で対策会議を行い、ここに来ていた市や市議会関係者に、東洋に対する指導も要請してきた。

隆一さん中皮腫死亡の件は、当初から会社、行政関係者に伝えて対応を要請していたが、対応は非常に鈍かった。

会社が森本さんたちの説明会要請にやっと応じたのは、7月14日だった。説明会には、地元自治会、安全センター、中皮腫・じん肺・アスベストセンターの永倉冬史事務局長、患者と家族の会世話人の古川和子さんが参加、東洋からは、児山社長と息子の専務他1名が出席した。

東洋が提出した資料は、手書きの、ごく最近の石綿使用実績・周辺環境測定記録・元社員の実務区分決定状況だけ(しかも9名のみ。改めての元従業員の調査は実施していない模様。会社によると、決定時管理1だった女性が5年前に石綿肺で死亡し、労災認定している。)

1914年創業とされる古い歴史をもつ企業としては、まったくお粗末な情報「公開」だった。工場でのどのような製品を、どのような方法で、どのくらい生産していたのか。作業環境対策、周辺環境対策はどうだったのか。元従業員の健康被害状況の詳細は?会社の姿勢を批判し、再度の説明会開催を要求する声が強かったのは言うまでもない。

説明会と前後する形で、森本さんたちは、「河内長野アスベスト被害者とその家族の会」(大北保隆会長)をつくり、会社と行政に対する署名活動を開始している。

● 500人以上が街頭署名

河内長野家族の会は患者と家族の会と一緒に8月26日、河内長野駅前街頭署名活動を行った。署名は、会社側からの十分な情報公開、行政に対して